

鳥取放牧場風力発電所譲渡仮契約書

売出人鳥取県（以下「甲」という。）と買受人●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により鳥取放牧場風力発電所譲渡仮契約を締結する。なお、この仮契約は、甲の議会において鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び甲が負担する解体撤去費に係る歳出予算の議決（以下「甲の議会の議決」という。）を得たときは、何らの手続きをすることなく本契約となるものとする。

ただし、甲の議会の議決が得られなかったときは無効となるものとし、一切の責任を甲は負わないものとする。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲はその所有する次の物件（以下「本物件」という。）に係る別紙記載の譲渡対象資産（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買物件の売買代金（以下「売買代金」という。）は、次に掲げるとおりとする。

売買物件 金●●●円（うち消費税及び地方消費税の額●●●円）

（契約保証金）

第4条 乙は、甲が議会の議決を得たときは、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として、甲の指定する納付書により納めなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項の契約保証金を乙に返還する。
- 5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、売買代金を甲が発行する納入通知書により一括してその指定する期日までに甲に支払わなければならない。

- 2 甲は、乙から請求があったときは、前条第1項の契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。ただし、充当時期については売買代金から前条第1項の契約保証金を差し引いたものを乙が支払い、甲がそれを確認した後とする。

（事業用地の原状回復及び解体撤去保証金）

第6条 乙は、当該契約終了時に、事業用地の原状回復（現設備等及び新たに設置した設備等の全撤去）を行うものとする。

- 2 乙は、現設備の事業用地の原状回復費用（設備等の解体撤去費用を含む）相当額を「解体撤去保証金」として、●●●円、甲に契約締結時に納付しなければならない。なお、「解体撤去保証金」の額は、現設備を全て撤去（風車基礎・杭・送電線路含む。）する場合に必要となる額とし、現設備を全て撤去（風車基礎・杭・送電線路含む。）したことを土地所有者が確認した後、無利子にて返還する。
- 3 乙が、現設備を使用せず撤去し、新規設備（全部又は一部のリプレース含む。）（以下「新規設備」という。）を設置する場合は、乙の費用で現設備の全てを解体撤去し、甲が、乙と土地所有者との新たな賃貸借契約を締結したことを確認した後、解体撤去保証金を返還するものとする。ただし、乙が、

新規設備を設置する場合は、土地所有者との新たな賃貸借契約において、新規設備の撤去費用を一括あるいは積み立ての方法により納付するよう取り決めなければならない。

(現設備の解体撤去費用)

第7条 甲は、現設備の解体撤去費用として、●億●●百万円（消費税及び地方消費税含む）を解体撤去保証金の納付を確認した後に、残りの●億●●百万円（消費税及び地方消費税含む）を土地所有者が現設備を全て撤去（風車基礎・杭・送電線路含む。）したことを確認した後に支払う。

(遅延利息)

第8条 乙は、第5条第1項の支払期限までに売買代金を甲に支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、遅延日数1日につき契約締結日現在において鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。）第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。）第120条第1項に規定する率の割合で計算した遅延利息を甲に支払うものとする。

(所有権の移転及び物件の引渡し)

第9条 売買物件の所有権は、令和7年●月●日に乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定により売買物件の所有権が乙に移転したことを証するため、所有権の移転日に売買物件をその所在する場所又は事務所において乙に引き渡し、乙は売買物件の受渡確認書を甲に提出するものとする。

(予備品)

第10条 売買物件にある甲所有の予備品及び企業局東部事務所に設置している装置については、甲乙協議の上、別途売買契約を締結するものとする。

(危険負担)

第11条 この契約締結後、売買物件の引渡しの日までの間において、当該売買物件の全部又は一部が、甲の責めに帰することのできない事由により滅失し、又はき損したときは、その滅失又はき損による損失は甲が負担する。

(契約不適合)

第12条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものを発見しても、甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(事業期間)

第13条 乙は、この契約が締結された日から10年間は風力発電の事業を行わなければならない。

(用途制限)

第14条 乙は、売買物件について、この契約が締結された日から10年間は事業計画書の内容に沿って風力発電の用途に使用しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第15条 乙は、売買物件について、この契約が締結された日から10年間は新規設備を含め第三者に譲渡し、又は第三者に貸し付けてはならない。

(履行状況の調査)

第16条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関し質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は調査等に協力しなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 偽りの応募その他不正行為によりこの契約を締結したことが明らかになったとき。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (3) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、この契約の条項に違反したとき、又はこの契約を完全に履行しないとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は甲に対しその損失の補償を請求することができない。

(売買物件の返還)

第18条 乙は前条第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のままで返還することができる。

- 2 甲は、乙が前項の規定による売買物件の原状回復義務を履行しないときは、乙に代わってこれを行うことができる。この場合において、乙はなんら異議を申し立てることはできないものとし、甲が原状回復に要した費用を負担するものとする。
- 3 乙は、第1項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又は損傷しているときは、その損害賠償として、この契約の解除時の時価より算出した減損額に相当する額を甲に支払わなければならない。

(返還金等)

第19条 甲は、第17条第1項の規定によりこの契約を解除したとしても、乙が支払った売買代金を乙に返還しない。

(違約金)

第20条 乙が第17条第1項の規定によりこの契約を解除されたとき、又はこの契約の条項に違反したときは、乙は、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、その該当するに至った理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りではない。

- 2 前項の違約金は、損害賠償金の予約又はその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第21条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(費用の負担)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(鳥取放牧場風力発電所譲渡希望者募集要項及び譲渡申込書等の内容の遵守)

第23条 売買物件については、甲が提示した鳥取放牧場風力発電所譲渡希望者募集要項（以下「募集要項」という。）及び乙が提出した鳥取放牧場風力発電所譲渡申込書等の内容を遵守することとする。

(鳥取県内への電力供給)

第24条 乙は、募集要項に定めるところにより、譲渡後10年間は、発電した売却電力量を鳥取県内へ全量供給するものとする。

(合意管轄裁判所)

第25条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第26条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 ●●●●●●
●●●
●●●●

(別紙)

【売買物件一覧】

- (ア) 風車発電機 3基 (1号機、2号機、3号機)
 - 1、2、3号機の概要
 - 発電機：1,000kW、風車：水平軸プロペラ型 3枚羽根、風車中心高：68m、風車直径：61.4m
 - 風車最大高：98.7m
- (イ) 連系変圧器 (22KV/6.6KV) 1台、昇圧変圧器 (600V/6.6KV) 3台
- (ウ) 配電盤開閉装置 1式
- (エ) 自動制御装置 1式
- (オ) 諸機械装置 1式
- (カ) 送電設備 送電線 3,640m、ハンドホール・マンホール 5個、電柱・支線・支柱 97本